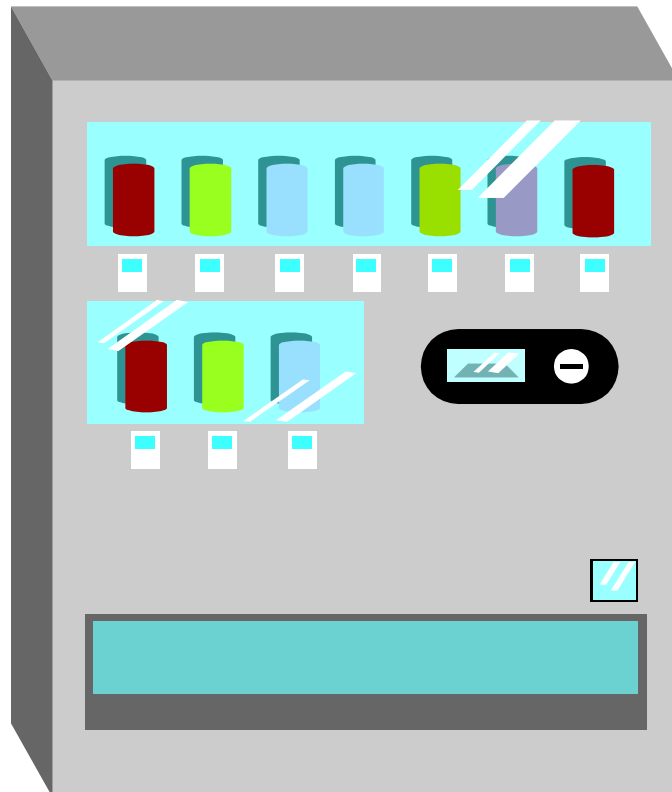


自動販売機設置事業者公募要項



令和5年1月

◆この応募に関する問い合わせ先◆
社会福祉法人杉戸町社会福祉協議会
TEL 0480-32-7402

自動販売機設置事業者公募要項

1 公募の概要

社会福祉法人杉戸町社会福祉協議会では、杉戸町の公共施設内における自動販売機の設置・運営を目的とする事業者を公募（貸付料提案方式）により募集します。

公募に参加をされる方は、この公募要項及び自動販売機設置場所貸付に係る仕様書（以下「仕様書」。）をよく読み、各記載事項をご承知の上ご参加ください。

2 自動販売機の種類

飲料水等（酒類又はその類似品は除く。）の自動販売機とします。

3 公募物件

物件番号	設置施設名	所在地 (杉戸町)	設置個所	貸付面積 (目安)	台数	備考
1	エコ・スポいずみ	木津内 524	玄関前	1.20× 1.00	1	※屋外 缶・びん・ペットボトル
2	さくら公園	深輪 687-3	駐輪場付近 ※深輪産業団地多 目的グラウンド隣	1.20× 1.00	1	※屋外 缶・びん・ペットボトル
3	深輪健康公園	深輪 100-3	トイレ付近	1.20× 1.00	1	※屋外 缶・びん・ペットボトル

※貸付面積には、使用済容器回収ボックス設置部分を含みません。また、面積については設置する自動販売機及び回収ボックスにより変わりますが、おおむね設置可能面積を表示しています。詳細については、別添の仕様書を参照してください。

4 最低納入率

売上額の一部を貸付料とするため、売上額に係る割合は、小数点第2位まで記載し、25パーセント以上としてください。25パーセント未満の提案は、無効となります。

5 貸付料

自動販売機の売上の何パーセントとするかをご提案いただき、当該割合に売上額を乗じて得た額をもって貸付料（月額）とし、毎月指定期日までに納入してください。

また、既に納付した貸付料は返還しません。

なお、上記により算出された貸付料は、円未満を切り上げとします。

6 販売価格

定価（標準小売価格）での販売とします。

7 応募資格

- (1) 公共施設に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法人市町村民税又は個人市町村民税を滞納していないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてののみ）。

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

8 契約上の条件等

- (1) 貸付契約の締結
売上額に対して最も高い割合を提示した者と、5年間の契約を締結するものとします。
- (2) 貸付期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新はできないものとします。
(5年間)
- (3) 貸付条件等
別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」のとおり（特に、仕様書の「8 災害時の無償提供」を承知の上、お申込みください。）
- (4) 必要経費等
ア 必要経費等
自動販売機の設置、維持管理に必要なとする経費は、設置事業者の負担とします。
また、自動販売機に係る電気料は、毎年度末に電気使用量算出表を提出していただき、本会が発行する請求書により納付期限までに納入してください。
イ 違約金
指定期日までに納入しないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として加算して支払わなければなりません。
- (5) 売上額等の報告
毎月終了翌月の20日までに売上額の報告書を提出していただきます。
- (6) 禁止事項
ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供すること。
イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
ウ 本賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利の目的とすること。
エ 酒類の販売を行うこと。

9 提出書類

- (1) 応募申込書（様式1）
- (2) 貸付料提案書（様式2）
※ 提案書は、物件番号ごとにそれぞれ定形封筒（長型3号）に入れ、のり付け封入し、封筒の記載は記載例を参照し、記入してください。
なお、記入漏れ等の不備がある場合は、貸付料提案書の比較に参加できません。
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 業務実績書（様式4）
※ 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績が分かる資料
- (5) 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人にあつては市町村が発行する身分証明書
- (6) 7－（3）に係る地方税の納税証明書の写し
- (7) 7－（4）に係る許認可等の免許書の写し（該当についてのみ）
- (8) 設置を予定する自動販売機のカatalog（機能等が分かるもの）
- (9) 販売品目等一覧表（様式5）
※ 各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

1 0 公募要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年1月23日(月)から令和5年1月30日(月)まで
午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 ①杉戸町社会福祉協議会事務局
住所 北葛飾郡杉戸町堤根4742-1彩の国いきいきセンター
すぎとピア内
電話 0480-32-7402
②同ホームページ (<http://sugitoshakyou.blog45.fc2.com/>)
※配布期間を過ぎますと閲覧が出来なくなりますのでご注意ください。

1 1 質問事項の受付

公募要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年2月6日(月)午前9時から午後5時までとします。
- (2) 受付方法 公募要項等の内容に関する質問書(様式8)に必要な事項を記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。
(メールアドレス) sugitoshakyou@saitama.email.ne.jp
(FAX) 0480-36-1687
- (3) 回答方法 回答は、原則として令和5年2月13日(月)までに杉戸町社会福祉協議会ホームページ (<http://sugitoshakyou.blog45.fc2.com/>) において、公表しますので確認してください。(質問者名は表示しません。)
※ 公募要項等の内容に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法(電話、口頭等)による回答は一切行いません。

1 2 申込方法

9 提出書類のうち貸付料提案書を除いた必要書類を直接提出先へ持参して申込むこと。(郵送による受付は行いません。)

- (1) 申込受付期間 令和5年2月20日(月)から令和5年2月27日(月)まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
- (2) 提出先 杉戸町社会福祉協議会事務局
住所 北葛飾郡杉戸町堤根4742-1彩の国いきいきセンター
すぎとピア内
電話 0480-32-7402

1 3 設置者の決定方法

応募資格を満たし、必要書類が適正に提出された者のうち、前述の最低納入率で示した率以上のうち、最も高い割合を提示した者に決定します。

なお、2者以上が同率を提示した場合は、「くじ」により決定します。

1 4 貸付料提案書の提出及び開封(設置者の決定、発表)

- (1) 日時 令和5年3月3日(金) 午前10時から
- (2) 場所 彩の国いきいきセンターすぎとピア 1階 講座室
北葛飾郡杉戸町堤根4742-1
※ 応募者は、必ず出席してください。本人確認のため名刺の提出をお願いします。また、代理の場合は、委任状(様式6)が必要となります。

1 5 貸付料提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する貸付料提案書は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が提出した貸付料提案書
- (2) 同一人が提出した2以上の貸付料提案書
- (3) 明らかに不正行為によって提出されたと認められる貸付料提案書
- (4) 提案割合の訂正された貸付料提案書及び記名押印のない貸付料提案書
- (5) 割合その他記載事項が明らかでない貸付料提案書及び必要事項を記載しない貸付料提案書
- (6) 所定の記載事項以外の事項が記載された貸付料提案書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した貸付料提案書

1 6 貸付契約の解除及び変更

杉戸町が貸付物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為が認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除、又は変更することがあります。

1 7 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は貸付契約が解除されたときは、速やかに原状回復していただきます。

なお、設置事業者は原状回復にかかった費用及び補償を本社会福祉協議会に請求することはできません。

1 8 その他

- (1) 提出書類については、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 応募者が提出書類に虚偽の記載をし、その内容が選定に重大な影響を及ぼす場合、応募を無効とすることがあります。
- (3) 提出書類等は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (4) 本件業務に従事する本社会福祉協議会職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。
- (5) 応募者は、応募書類の提出をもって本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

応募から契約等までの手続き

①応募資格の確認

P 1 の 7 応募資格により確認してください。



②質問事項の受付

令和5年2月6日（月）午前9時から午後5時まで



③提出書類

P 3 の 1 2 申込方法及びP 6 の提出書類一覧により、申込受付期間・提出書類等を確認してください。

（申込受付期間）令和5年2月20日（月）から2月27日（月）まで



④貸付料提案書の比較

（比較日時）令和5年3月3日（金）

提出された貸付料提案書により、一番高い提案割合を提示した事業者を決定します。



⑤設置の協議

設置することが決定した事業者は、設置場所の施設管理者と設置する自動販売機等について協議・調整していただきます。



⑥契約、売上の報告、貸付料の支払い

本社会福祉協議会と設置事業者は、契約書を取り交わし、令和5年4月1日以降に自動販売機を設置していただきます。

売上報告及び貸付料支払い

（毎月）売上報告： 翌月20日まで 貸付料支払： 翌月末日まで

提出書類一覧

1 内容に関する質問を行う場合

	提出書類	法人	個人	
1	公募要項等の内容に関する質問書（様式8）	○	○	

2 令和5年2月20日（月）～2月27日（月）までに提出するもの

	提出書類	法人	個人	
1	応募申込書（様式1）	○	○	
2	誓約書（様式3）	○	○	
3	業務実績書（様式4）	○	○	
4	法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し	○		
5	市町村が発行する身分証明書		○	
6	7－（3）に係る地方税の納税証明書の写し	○	○	
7	7－（4）に係る許認可等の免許書の写し	○	○	該当についてのみ必要
8	設置を予定する自動販売機のカatalog（機能等が分かるもの）	○	○	
9	販売品目等一覧表（様式5）	○	○	

3 令和5年3月3日（金）に提出するもの

	提出書類	法人	個人	
1	貸付料提案書（様式2）	○	○	
2	委任状（様式6）※要押印	○	○	代理人が出席する場合

4 応募を辞退する場合

	提出書類	法人	個人	
1	公募応募辞退届（様式7）	○	○	

※各書類共通 訂正がある場合は、訂正印をお願いいたします。